

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 17 日現在

機関番号：37123

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24390486

研究課題名(和文)法看護師の実践活動を支える法制度設計に関する研究

研究課題名(英文)Research on the necessary legal system design to support forensic nurses' practice

研究代表者

柳井 圭子(YANAI, KEIKO)

日本赤十字九州国際看護大学・看護学部・教授

研究者番号：60412764

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 7,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、法看護学の発展および各々の活動の場や資格・権限等を定めるアメリカの法制度を検討し、アメリカでの法看護師の実践活動の現状と課題を考察、また、法看護学を発展させる戦略的取り組みについて当事者から聞き取り調査を行った。その結果、日本における法看護学の発展における取り組む過程と、法制度上、日本における看護師の実践を支援する解釈と現行法の課題が明らかになった。

研究成果の概要(英文)：We analyzed the development of forensic nursing and the related legal system in the United States. Our results provided evidence for a framework that supports forensic nursing practice in Japan.

研究分野：基礎看護学

キーワード：法看護学 法看護師 戦略的取り組み 証拠採取 フォレンジック・インタビュー ペンシルバニア州  
検視

## 1. 研究開始当初の背景

身体精神に対し害を及ぼす不当な力の行使である暴力は、個人的な問題だけでなく社会の安全と秩序を乱す地域・国家的な問題である。そのため暴力防止対策として、人権教育や暴力をふるう者への制裁や処罰ならびに矯正教育、さらには暴力被害者の救済・保護など暴力の形態や被害対象によって、様々な暴力防止対策が講じられている。しかし、いまだ暴力事件は後を絶たず発生しており、生命を奪う犯罪事件にまで発展することも少なくない。

公共の安全秩序を維持するため暴力をなくすこと、これは警察や司法関係者に課せられた役割である。暴力を受けた者に生じた健康被害の手当てや健康診査を行う医療専門職の役割が注目され、看護職者は対象の健康状態から暴力被害が生じていることを知りうる立場にいる犯罪防止対策の一員として位置づけられている。また暴力を引き起こす・引き起こした者も、その原因・要因に健康問題が潜んでいることがある。それら問題が特定されることによって深刻な事件に発展する前に加害行為の危険性を査定し治療処置を施すことによって被害発生を食い止められるかもしれない。

このように暴力という社会的病理に医療専門職が取り組むことで医療専門職に課せられた国民の健康を守る責務に応えることができるかもしれない。もっとも、このような役割を果たすには、暴力に起因する外傷であると判断するアセスメント能力が必要であるが、通常の看護教育や訓練ではそのような技倆を習得する場はない。そのため、暴力防止に期待される役割を果たそうとしても、もし誤って報告を行う場合には名誉毀損あるいは守秘義務違反に問われるかもしれず、逆に問題に気づいていながら何も行わなかったとしても倫理的・道義的な責任追及をう

けるかもしれない。

法が看護職者に期待する役割を果たすためには、看護職者が暴力被害を的確にアセスメントする知識と技術そしてアセスメント結果を適切に処理するための法的知識、これらを取得することであり、それらを教授するのが法看護学(Forensic Nursing 以下「FN」)である。法看護学は、法的問題を抱えた被害者及び加害者を対象とするため、法看護師の活動領域も多様で多岐にわたる。そこで、法看護師の実践活動を支える法制度のあり方も多様である。日本においても法看護師の活動を実現可能なものにするには、法看護師の活動根拠となる法制度を検討する必要がある。

## 2. 研究の目的

本研究は、アメリカでの法看護師に関連する法制度状況を分析し、法看護師がどのような教育を受け、どのように実践活動を行っているか、また実践活動においては、法によって授けられた権限をどのように行使しているか、また法看護師としての責任をどのように果たしているかなど、アメリカにおける法看護学およびその実践の発展過程を振り返り、アメリカの法制度とその法看護師活動への適用に向けた戦略的取り組みについて実態調査を行い、日本社会への法看護学および実践の発展の可能性および方策を探るための比較検討を行う。

本研究の目的は、以下の3つである。

(1) アメリカの法制度状況を検討し、その特色と日本との異同を明らかにする。

(2) 法看護師の実践活動の場およびその役割・活動内容、また発展への戦略的取り組みについて分析する。

(3) 日本における法看護師の実践活動を支えるための法制度設計を提示する。

### 3. 研究の方法

(1) 法看護師の活動を支える法制度としての連邦犯罪防止関連法および法看護学が発展したペンシルバニア州の看護業務法を法的根拠とし、法看護師の活動に関する裁判事例の判決文を第一次資料とし、さらに認定機関や運動団体等は、法看護師の実践状況や実践に関する勧告および教育機関のパンフレット等を補助資料として、法看護師の活動を保障する法制度体制を考察する。

(2) アメリカにおける法看護師の実践活動とそれを支える法制度状況を照らし合わせ、実施可能に至った戦略的取り組みとその成果を検証する。また法看護師としての責任はどのように果たされているかなど、制度上の支援内容等に関する資料ならびに現地の法看護学研究者および法看護師への聞き取り調査研究を行う。

(3) 上記結果を検討し、日本における法看護師の活動に関わる関連法および判例を対象として分析を行い、日本における法制度設計に関する試案を提示する。

### 4. 研究成果

#### (1) 法看護師の法的根拠と業務範囲

アメリカの連邦法では、暴力の種類により特別法を定めている。女性に対する暴力に関して、暴力犯罪抑制および法執行法(Violent Crime Control and Law Enforcement Act of 1994, Title IV, sec.40001-40703)の女性暴力防止法(Violence Against Women Act of 1994)が定められている。本法により、女性に対する暴力犯罪の捜査と起訴に向けた取り組みがなされている。本法により獲得され

た予算は、州に配分される。性暴力被害において、争点となるのは、被害を立証する客観的な証拠・証言が求められる。特に、被害者の同意があったという加害者の反論に対する役割が、犯罪行為であることを示すことができる専門的知見をもち、かつ被害者のケアができる法看護師に期待されている。性犯罪に関する裁判において、看護師の専門的知見が適切な証拠・証言として認められている裁判も少なくない。看護師は被害を疑うような事象を発見した場合、症例を報告することが義務付けられており、報告しなかった責任は大きく、それを理由として起訴されうる。

ペンシルバニア州の看護師に関する法は、「専門職としての看護師(Professional Nursing)」と准看護師(Practical Nursing)」とに区分され、それぞれの法によりその職責と身分が定められている。看護師(RN)の基本となる専門看護師法(Professional Nursing Law, Act of May. 22, 1951, P.L.317, No.69)は、看護師の免許取得要件とその責任、看護師の身分となる名称独占と業務独占および看護師としての適格性を定めたものである。すなわち、専門家となるナースプラクティショナーの認定要件およびその業務責任について定めたものである。具体的内容については、州看護委員会準則(Chapter 21. State Board of Nursing)に定められている。この準則は、委員会のよる特定専門職者の州の政策等の規定(28 Pa. Code)および専門職法人に関する規定である(49 Pa. Code)。「専門職としての看護師の業務」は、現実的ないし潜在的な健康問題に対する人間の反応を診断し、処置をすること、そしてケアの支援の準備、生命および福祉の維持回復、さらに医師や歯科医師による処方として医療を行う(executing medical regimens)ことである」(Professional Nursing Law 第2条第1項)であり、「委員会が拡大した規則と規定に準じ公認の登録NPが行うことを除いた医

学的診断行為あるいは医療処置や強制手法に関する処方含まない」(同法第2条第2項)とされる。また、臨床看護専門家(Clinical nurse specialist)」として、看護委員会が認定した者を州委員会により免許を付与すると規定されている。

CNSの業務範囲については、「医療実務法(Medical Practice Act of 1985)(P.L.457, No.112)」による投薬ないしは外科的措置として認められている実務について、医学的診断を行い、医療処置を行い、強制措置を行うことが許容されている(同法第8条第6項a号)。各大学においてFNの教育を受けた証明を得て州の認定を受け、法看護の實踐を行うことができることとなっている。当該州においては、骨盤検査については、「Forensic rape Examinations(18 P.S. § 11.707 and 37 Pa Code § 411.42)」によって、法看護師であるSAFE/SANEに、証拠採取、薬物投与という目的を指導する性犯罪審査官(FRE)や他の身体検査のための権限についても定められている。

(2)テキサス州では、ガルベトン大学で、法看護学教育についての研修、意見交換、さらに2つの病院での法看護師の實踐活動について見学した。また、法看護学のパイオニアであるLynch・A. Burgess両博士より、アメリカにおけるFN発展のための取り組みと日本におけるそれへの示唆について、次の4点の教示を受けた。

FNの定義を明確にすること。1980年代から急速に発展したかのようなFNであったが、そこには、多くの障害があった。とりわけ医師だけでなく同僚である看護師の理解を得ることも容易でなかった。FNがなぜ必要であるのか、また看護とは何であるか、そのことを社会に問いながら、實踐を進め仲間を広げていきその實踐成果を示していった。それにより、それまで否定的であった同僚や医師の態度を変えていくことができ、さらにそれが

社会的に認知されることにつながっていく。

臨床現場で看護職にFN實踐の必要性を理解させること。看護師の理解不足を克服するという課題がある。法看護師の實踐による成果を示すことは、社会に法看護師の役割と必要性を示すとともに、同僚である看護師にもその存在と必要性を理解してもらうことである。法科学の教育において、とりわけ協力的な医師の存在は欠かせない。

医師、警察、司法関係者との役割を明確にする、とりわけ医師に対して法看護師が絶対的医行為を行うのではないこと、調査目的ではないこと、救命が優先されることなどの理解を得ること。法看護学教育が活発であるテキサス、ペンシルバニア両州においても、看護師と上級看護師あるいはナースプラクティショナーとの区分はあるが、そこには、法看護師は含まない。テキサス州では、卒後教育による研修を得た資格認定、ペンシルバニア州では、CNSとして州看護委員会による認定により業務を行っている。その業務範囲により、プロトコールに則り、特定の診療行為と投薬まで看護師に委譲されている。

警察、司法関係者との協力体制を構築すること。救急処置および実務法(Emergency Medical Treatment and Active Labor Act)により、被害者は、このセンターで、サポートサービス、カウンセリング、法的支援を受け、医療の経過について追跡調査を行う。センターは州の資金で運営をしている。被害者ケアを担当する法看護師は、被害者ケアの一つとして被害にあった事象を客観的に証明できるものを採取する。それらを保存し適切に管理処理するにあたって、警察や司法関係者と協働しなければならない。暴力防止対策においては、まず被害者が被害を報告し、相手を告訴し罪を問わなければならない。その証拠採取のために必要となる診察および検査は、告訴を条件に公費によってなされる。対象者は、被害状況等を語る義務はないが、

この規定により報告件数が増える。法看護師には、適切なケアと被害者にさらなる被害を負わせないようケアが求められる。

### (3) 日本における法制度設計に関する提案

保健師助産師看護師法上、看護師の実務は、療法上の世話と診療上の補助であり、後者は、医師の指示の下に行うこととされている。医師の医行為か、看護師の診療の補助行為かという明確な区分はない。医師と看護師との業務区分は、相互の役割分担によって決まりうるところがある。今回、特定行為議論において、医師でなくても能力のある看護師には、その実施拡大を認めていくことが示された。内診の技術に関しては、分娩に関しては助産師の業務独占であるが、分娩に関わらないアセスメントおよび試料採取に関しては、何ら規制があるわけではない。医行為との分水嶺である身体侵襲性も特定行為として挙げられている行為に比べると危険性は大きくない。であれば、このような検査の意義と必要性を医療者が理解し、医師が看護師の実施を認め、看護師が実施できるよう指導をする、そのための指示のあり方を検討すればよいということになる。

性犯罪看護において、感染症の検査に従事することは可能であるが、経口避妊薬の処方に関しては、問題となろう。薬剤の処方に対しては、特定行為議論においても医行為の範疇であることが明らかであり、特定行為としてプロトコールによる実施が可能であるとできよう。

現在、暴力・虐待における看護者の役割は、その発見と報告にある。暴力虐待のサインを見逃すことのないよう看護職には適切なアセスメント能力が求められている。近年、小児や高齢者、また配偶者の暴力被害のアセスメント視点を示す指標やガイドンスが公

表され、学部においても教育内容として取り入れられている。実際には、こうして知りえた情報については、適切なものや適切な機関に報告しなければならないが、暴力・虐待の確証が得られていない段階での情報開示や報告を躊躇する、また情報の適切な報告先を知らないあるいは誤ってしまっていることも指摘されている。折角知りえた暴力・虐待の情報についての適切な取り扱いについては、法の理解とともに看護職で取り組む指針を検討すべきであろう。アメリカでも、報告には、守秘義務との調整が必要なことから、FN教育において十分に指摘されている。本人の生命・健康を保持する理由の下、守秘違反には問われることはないが、その情報が誤っていないかどうか、本人の意思確認を怠ったことにより、当該看護職者の行動・行為が問題とされることがあろう。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計10件)

柳井圭子：日本の矯正看護学発展の必要性に関する一考察 刑事施設と医療に関する裁判事例を通じて、日本赤十字九州国際看護大学紀要、査読有、第12号、2014、73 - 83

Herrera C. Lourdes R.：在日外国人の健康支援-医療通訳士の経験から- 保健の科学、査読無、第56巻第12号、2014、828-831

Herrera C. Lourdes.：Revista Latina 2014年8月、Violencia sexual: Mitos y realidades.epub:  
<http://www.latin-a.com/2014/08/violencia+sexual%>

柳井圭子、児玉裕美、恒松佳代子：暴力に対する看護の新たな役割 - 暴力被害者への看護の再考、産業医科大学雑誌、査読有、2012、第 34 巻 4 号、339 - 351

児玉裕美、恒松佳代子、柳井圭子：日本における法看護学発展の可能性と課題 - 産業医科大学雑誌、査読有、2012、第 34 巻 2 号、207 - 216

〔学会発表〕(計 15 件)

Lourdes R. Herrera : Experience of attending an online SANE training program-Lessons from Duquesne University SANE course- 、日本フォレンジック看護学会、2014 . 8 . 30、有明医療大学 (東京)

柳井圭子 : 日本における「フォレンジック看護」発展のための法制度研究 、日本フォレンジック看護学会、2014 . 8 . 30、有明医療大学 (東京)

児玉裕美 : 日本における「フォレンジック看護」発展のために 臨床看護師のフォレンジック看護の実践に向けて取り組むべき課題の検討 、日本フォレンジック看護学会、2014 . 8 . 30、有明医療大学 (東京)

力武由美 : ジェンダーの視点からみた日本の性暴力被害者救援現場における FN のニーズおよびその有用性ならびに課題、日本フォレンジック看護学会、2014 . 8 . 30、有明医療大学 (東京)

柳井圭子 : 日本における刑事施設での医療に関する一考察 - 収容者の人権擁護への看護者の役割、日本国際保健医療学会、2013 . 11 . 1、名城大学 (沖縄)

〔図書〕(計 2 件)

柳井圭子、Herrera C. Lourdes R.力武由美他、K.Holland,C. Hogg 著、福村出版、多文化社会の看護と保健医療 2015.1 (23-46, 47-62, 223-243)

柳井圭子・野崎和義: 看護のための法学 (第 3 版)、ミネルヴァ書房、2013.4、1-173

〔その他〕ホームページ等

法看護師の実践活動を支える制度設計に関する研究：

<http://id.nii.ac.jp/1127/00000389/>

## 6 . 研究組織

### (1) 研究代表者

柳井 圭子 (YANAI, Keiko)

日本赤十字九州国際看護大学・看護学部・教授

研究者番号：60412764

### (2) 研究分担者

力武 由美 (RIKITAKE, Yumi)

日本赤十字九州国際看護大学・看護学部・准教授

研究者番号：70514082

エレラ・ルルデス (Lourdes R. Herrera)

日本赤十字九州国際看護大学・看護学部・准教授

研究者番号：40597720

児玉 裕美

産業医科大学・産業保健学部・助教

研究者番号：80584515